

第 11 回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 2 年 4 月 2 3 日（木曜日）午前 1 0 時から

場所：山陽小野田市役所 3 階 大会議室 B

< 次第 >

1 報告事項

2 協議事項

（１） 新型コロナウイルス感染症の対応等について

（２） その他

現在の発生状況及び本県の取組について

資料 1

(1) 感染者数等 (厚生労働省公表数字)

ア 全世界 (4/16 12:00 現在) 【日本を除く】

(人)

患者数	2, 020, 985	中国国内	82, 341
		中国以外(200 以上ヵ国・地域)	1, 938, 644
死亡者数	135, 740	中国国内	3, 342
		中国以外	132, 398

※中国以外感染者の多い国…アメリカ(637, 359)、スペイン(177, 633)、イタリ(165, 155)、ドイツ(134, 753)

3/11、WHO は「パンデミック (世界的大流行) と表現できるとの判断に至った」と表明

イ 日本国内 (4/16 12:00 現在)

(人)

	P C R 検査 実施 人数	検査陽性											死 亡 者
			う ち 無 症 状	う ち 有 症 状	う ち 症 状 確 認 中	退 院 者	入 院 中 の 者	軽 く 中 等 症	人 工 呼 吸 器 等	確 認 中	入 院 待 機 中	症 状 有 無 確 認 中	
① 国内発生 (②除く)	81, 825	8, 442	513	5, 309	2, 620	918	7, 388	3, 848	193	550	177	2, 620	136
② チャーター機	829	15	4	11	0	15	0	0	0	0	0	0	0
合 計	63, 961	6, 631	424	4, 268	1, 939	782	5, 751	3, 030	129	576	77	1, 939	98

※ 4/16 までに、46 都道府県で発生

ウ 山口県

検査陽性 29 人(下関市、山口市、下松市、周南市、光市、
岩国市、宇部市、防府市)

例 目	陽性 確定日	市町	年齢	性別	備考
1	3/3	下関市	40 代	男	県外へ出張
2	3/5	下関市	40 代	女	1 例目の濃厚接触者
3	3/5	下関市	10 歳未満	非公表	1 例目の濃厚接触者
4	3/22	下関市	40 代	男	フィリピン国籍
5	3/25	山口市	20 代	男	ヨーロッパへ留学
6	3/26	山口市	40 代	女	5 例目の濃厚接触者
7	4/3	下関市	20 代	男	県外から帰山
8	4/4	下松市	40 代	男	県外へ出張
9	4/5	周南市	30 代	男	8 例目の同僚等
10	4/5	周南市	40 代	男	
11	4/5	下松市	40 代	男	
12	4/5	下松市	50 代	女	
13	4/6	周南市	20 代	女	10 例目の濃厚接触者
14	4/7	周南市	40 代	男	9 例目の濃厚接触者
15	4/7	光市	20 代	男	11 例目の濃厚接触者
16	4/7	下松市	60 代	男	
17	4/8	光市	60 代	女	15 例目の濃厚接触者

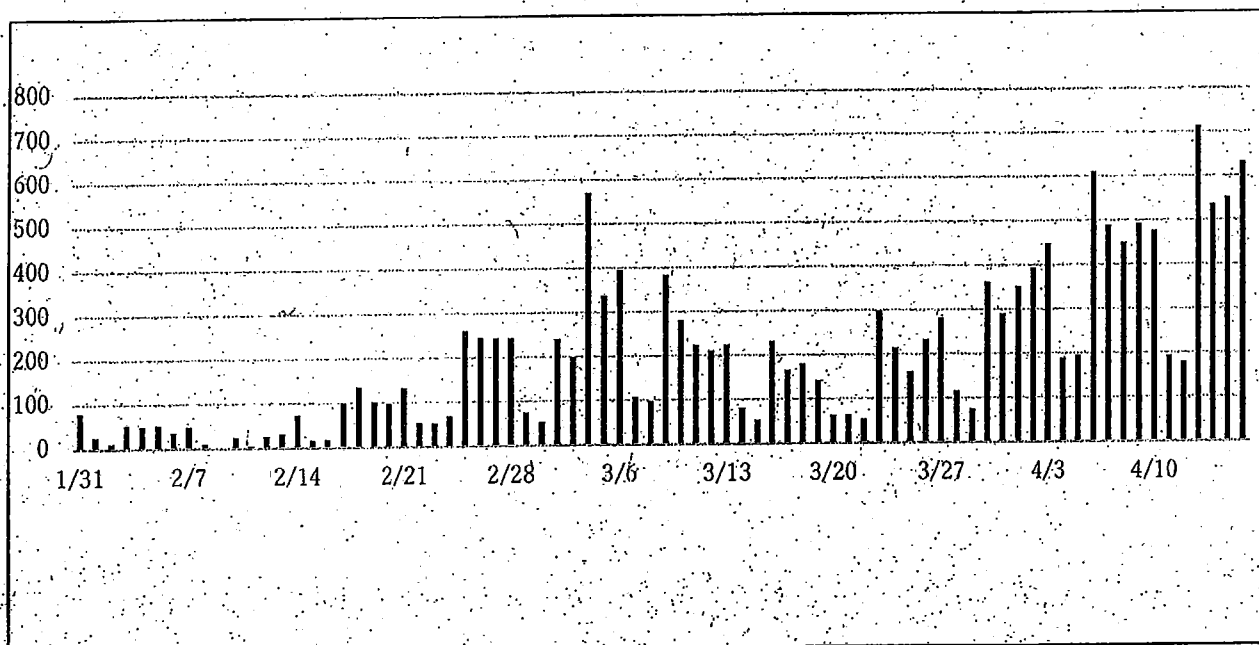
18	4/10	山口市	50 代	男	三重県の事例の濃厚接触者
19	4/11	岩国市	10 代	男	福岡県からの帰省者
20	4/12	岩国市	30 代	女	19 例目の濃厚接触者
21	4/12	岩国市	10 代	女	19 例目の濃厚接触者
22	4/12	下関市	70 代	男	
23	4/12	山口市	30 代	男	県外へ出張
24	4/13	山口市	30 代	女	23 例目の濃厚接触者
25	4/14	宇部市	40 代	男	県外（調査中）
26	4/15	山口市	50 代	男	25 例目の濃厚接触者
27	4/15	防府市	10 代	女	25 例目の濃厚接触者
28	4/15	防府市	40 代	男	25 例目の濃厚接触者
29	4/16	山口市	20 代	男	26 例目の濃厚接触者 県外から帰山

(2) 本県の取組

ア 相談対応 (1/31～4/16)

全県相談件数 : 15,742件

(件)



2月13日：国内初の感染者の死亡

3月3日：県内初患者発生

2月17日：相談・受診の目安を国が公表

3月22～4月16日：県内4～29例目患者発生

2月25日：イベント中止、クルーズ船下船者公表

イ 相談内容等 (1/31～4/16) (区分の重複あり)

(件)

区 分 (相談例)	健康相談 (体調不良)	医療体制 (受診方法)	予防・治療 (手洗い等)	渡 航 (海外情報)	その他	計
件数	7,513	2,228	859	112	6,503	17,215

健康相談や医療体制に係る相談を受け、医療機関受診を助言:6,252件

ウ PCR検査 (2/15～4/16)

これまで、977人にPCR検査を実施し、陽性者は29名

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、政府対策本部長は、感染拡大防止に対応するため、4月16日、その対象区域を全都道府県に拡大した。

1 緊急事態措置を実施すべき区域及び期間

宣言発令	対象区域（特定都道府県）	期 間
4月7日	東京、千葉、埼玉、神奈川、大阪、兵庫、福岡	4月7日～5月6日
4月16日	本県を含む40道府県	4月16日～5月6日

※ ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められる場合は、速やかに緊急事態は解除される。

《対象区域を拡大した理由》

- ・北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府は、当初区域である7都府県と合わせて「特定警戒都道府県」とし、特に重点的に取り組むため
- ・本県を含むその他の県でも感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間中の人の移動を最小化するため

2 緊急事態の概要

以下の2点から、緊急事態が発生したと認められた。

- ① 肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること
- ② 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていること

3 特定都道府県が実施する主なまん延防止措置

特定都道府県には、基本的対処方針（4/16 変更）に基づき、接触機会の低減に徹底的に取り組むため、以下の対応等が求められている。

- ① まずは、特措法に基づく外出の自粛について協力の要請を行うこと
- ② 施設の使用制限の要請・指示を行う場合には、国と協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、①の効果を見極めた上で行うこと
- ③ 大型連休期間においては、特措法に基づき都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう住民に協力を要請すること
- ④ 特定警戒都道府県以外の県は、施設の使用制限等について、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、実施の判断を行うこと

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

全国各地で人の移動等により、新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえ、地域の流行を抑制し、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する観点から、令和2年4月16日から5月6日までの間、全都道府県に「緊急事態宣言」が発令されました。

本県の近隣県においても、感染が急速に拡大しており、県内でも感染者が相次いで確認されるなど、全く予断を許さない状況です。

県民の皆様、企業の皆様には、ご自身はもとより、大切な人の命を守るため、感染の拡大防止に向け、5月6日までの間、以下の点について、ご協力いただき、事態の収束に向け、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指していただきますようお願いいたします。

◎ 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいで移動することは、まん延防止の観点から、極力避けるようお願いいたします。また、県外からの帰省や来訪等を考えておられる方には、皆様から強く自粛を働きかけてください。特に、ゴールデンウィークにおける人の移動を最小化する必要があるため、協力をお願いいたします。

◎ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活維持のために必要なもの等を除き、外出の自粛をお願いいたします。特に、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は、自粛をお願いいたします。

◎ 職場への出勤は外出自粛等から除かれますが、まずは、在宅勤務（テレワーク）を強力に推進していただくともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を、今まで以上に進めていただきますようお願いいたします。

◎ 皆様お一人おひとりが、手洗い、「密閉、密集、密接」のいわゆる3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策を徹底してください。特に、3つの密が懸念される施設においては、適切な感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

令和2年4月17日

山口県知事 村岡 嗣 政

新型コロナウイルス感染拡大に対応した 医療提供体制の拡充

1 入院患者受入体制の確保

(1) 重症患者向けの病床

⇒ 40床から102床に拡充

※国の想定（94床）を上回る数を確保

(2) 中等症・軽症患者向けの病床

⇒新たに218床を確保。

今後さらに病床数を拡充するとともに、患者が急増する事態に備え、宿泊施設等を活用

【現在】		【拡充後】
40床	⇒	320床
		(重症 102床／中等症～軽症 218床)

2 帰国者・接触者外来の体制強化

⇒設置数を18から21に増設

※概ね、医療圏ごとに複数設置の体制を確保

3 PCR検査体制の強化

⇒1回あたりの検査件数を60件から160件まで大幅に拡充

県内事業者の皆様への休業のお願い

令和2年4月16日から5月6日までの間、全都道府県に「緊急事態宣言」が発令され、県民の皆様には不要不急の外出の自粛を強く呼びかけているところですが、感染が急速に拡大している近隣県から、遊興・遊技施設等への人の流入の増加が懸念されます。

こうしたことから、県では、関係事業者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり休業を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年4月20日

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 区 域 山口県内全域
- 2 期 間 令和2年4月21日（火）から5月6日（水）まで
- 3 対 象

施設の種類	内 訳
遊 興 施 設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外馬券・舟券・車券売場、ライブハウス
運 動 施 設 遊 技 施 設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブ マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター

新型コロナウイルス感染症に対応した中小企業支援について

【経済部商工労働課】

【早急に実施が必要な取組】

① 新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援総合相談窓口の開設

(1) 臨時窓口の設置

市、商工会議所、ハローワークが連携して新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を開設する。

と き ゴールデンウィーク後の平日の1日
9:00～16:00

と ころ 雇用能力開発支援センター

対 象 中小企業、小規模事業の経営者

参加団体 市（商工労働課）、小野田商工会議所、山陽商工会議所、宇部公共職業安定所、専門家の先生（中小企業診断士など）

そ の 他 予約制にする。

予 算 額 184千円

(2) 臨時窓口の設置（商工会議所）

市、商工会議所が連携して新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置する。

と き 5月12日（火）から当面の間、毎週火曜、木曜の午後で開催
13:00～16:00 当面は6月末まで

と ころ 火曜日 商工センター 木曜 山陽商工会議所

対 象 中小企業、小規模事業の経営者

参加団体 市（商工労働課）、商工会議所（火曜 小野田商工会議所 木曜 山陽商工会議所）、専門家の先生（中小企業診断士または社会保険労務士）

そ の 他 予約制にする。

中小企業診断士と社会保険労務士の先生は交代でお願いする。

予 算 額 497千円

上記（１）・（２）については、通常の各支援機関のコロナ対策経営相談等窓口を充実させたワンストップでの窓口となる。

② 新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者支援説明会の開催

市、両商工会議所が連携して、雇用調整助成金、持続化給付金、融資に関する説明会を開催する。

と き ５月のゴールデンウィーク後の平日（３回開催）

ところ 雇用能力開発支援センター

講 師 中小企業診断士及び社会保険労務士

対 象 中小企業、小規模事業の経営者

その他 少人数で実施する必要があることから３回に分けて実施する。

１回は上記①（１）に併せて実施するよう検討中。

予算額 ２２５千円

③ 市内の飲食店を紹介するサイトの立ち上げ

市内の飲食店を応援するため、テイクアウト、お弁当に対応するお店をウェブサイトで紹介することにより応援する。

方 法 飲食店の商品やサービスをウェブサイトの特設ページを立ち上げて掲載する。作成したホームページは、市、両商工会議所、観光協会のホームページへリンクさせる。

そ の 他 作成は小野田商工会議所が行う。

掲載希望のお店は両商工会議所に募集をお願いする。

予 算 額 ６５０千円

令和2年(2020年) 4月21日

山陽小野田市

市長 藤田 剛 二 様

小野田商工会議所

会頭 藤田 敏彦

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
中小企業支援に関する緊急要望書

新型コロナウイルスによる感染症は、世界各地に急速に拡大し、多くの感染者や死者が発生している。これは極めて大きなダメージを世界に与えたと同時に、先の見えない大きな不安感に覆われている。

そのような中、山陽小野田市においては、現在のところ幸いにも感染の事例はないが、感染拡大防止のため、イベントの中止や宴会の自粛、学校の休校などが続き、市内の大企業から中小企業・小規模事業者に至るまで、飲食・サービス・卸小売業など業種、業態を問わず、企業活動は大きく縮小している。この状況が続けば、地域経済はいずれ立ち行かなくなることは明白であり、早急かつ強力な対策が必要と考える。

3月5日及び3月17日において、小野田商工会議所会員に対して、緊急調査を行ったところ、小売業、飲食業をはじめ売上機会の損失や、売上減少に伴う資金繰りの逼迫などの声が多くあがっていた。融資の相談、申込みも日増しに増え、コロナウイルス感染の終息が見えない今、今後さらに経営に与える影響は拡大していくものと容易に推測される。

この難局に立ち向かい、事業継続に必死に奮闘する中小企業・小規模事業者の窮状をご賢察賜り、下記の事項を実現されるよう要望する。ぜひ地域経済そして地域社会を守るため、ご尽力を重ねて願います。



記

1 積極的な情報の提供

国などの支援について、事業所レベルまでは、正確に伝わっていないので、経済支援はもとより、新型コロナウイルス感染症に関することまで、ワンストップで相談ができる総合窓口を設置されたい。

また、国の支援策が明らかになる中で、それらについてのセミナーを開催されたい。

2 国、県、及び市の融資制度の拡充

既存の融資制度について、民間金融機関・信用保証協会等に対し、資金繰りの円滑化に向けて柔軟かつ早期に対応されるよう、引き続き周知徹底されたい。また据置期間の延長、融資額の別枠を設定されたい。

3 官公需における柔軟な納期・工期の設定、及び早期発注と地元企業優先発注

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、柔軟な納期・工期の設定や、適切な予定価格の見直し、地元企業発注、前払い部分払いを含めた支払は、受託者に寄り添った迅速な対応となるよう運用されたい。

4 融資を伴わないような資金繰り、例えばクラウドファンドの創設 市民の支援の心を形にしたクラウドファンドの創設を講じられたい。

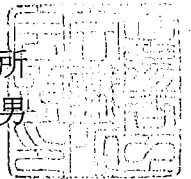
5 マスク・消毒液等の安定的な供給・確保

マスク・消毒液等は、日中業務に取り組む企業が個々で入手することが困難な状況にある。しかし、業務上も感染拡大を防ぐために必要であり、早期かつ安定的な供給を図られるよう、関係先に要請をされたい。

以上

山陽小野田市長
藤田 剛二 様

山陽商工会議所
会頭 田中剛男



新型コロナウイルス感染症拡大に関する中小企業支援について（要望）

平素より当所事業に関しまして格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症により全国多くの中小企業・小規模事業者
に影響が及び、地域経済への影響も深刻化しています。

当所としても新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置し、経済産業
省による資金繰り支援、設備投資・販路開拓支援や、雇用などの経営環境の整
備に関する相談対応に努めているところです。

国においては緊急経済対策が進められているところでありますが、市におか
れましても今後の動向を踏まえ、地域経済の窮状を打開するため、下記事項に
ついてさらなる特段のご高配をお願い致します。

記

- ・ 山陽小野田市中小企業融資制度における支援の拡充
（利子補給など。）
- ・ 大きな影響のある事業所の売上確保に向けた支援
（ランチ、持ち帰り食事類への補助など支援策。）
- ・ 山陽小野田市独自の補助金等支援
（家賃補助、持続化給付金の山陽小野田市版など。固定資産税等市税の
納付等の減免又は期限猶予措置及び延滞税等減免など。）
- ・ 事業所への各種情報提供
（雇用調整助成金説明会・個別相談会の開催支援。国県市の補助金、各
種経営安定資金などの支援等の情報提供。）

以上



<内容>山陽小野田市立図書館臨時閉館中に、予約による貸出業務を行う。

(1) 本業務の趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大によって在宅を余儀なくされている中、利用者が必要とする図書資料の提供を行うため、感染拡大防止を最大限考慮した方法で予約図書資料の貸出を行う。

なお、4月23日～5月12日は、「こどもの読書週間」である。

(2) 貸出対象者

本市にすでに利用者登録をしている者

(3) 貸出対象図書等

中央図書館、厚狭図書館、赤崎分館、高千帆分館の在庫図書資料（CD,DVD などのAV 資料を含む。）のうち、タイトルの特定できるもの

(4) 貸出部数（限度）

- ・ 本、雑誌 10点
- ・ AV 資料 3点

(5) 予約方法

電話、メール、ファクス、図書館ホームページにおいて行い、受付時に以下の情報を確認する。なお、感染予防のため、来館による予約は受け付けない。

- ・ 貸出希望の図書資料の種類、タイトル、作者
- ・ 利用者の住所、氏名、連絡先電話番号、利用者カード番号
- ・ 受取希望日時。受取日時は、開館日を①9時30分～11時②11時～14時③14時～17時の3つに区切り、日と時間帯を特定する。

(6) 貸出方法

貸出は中央図書館のみで行う。玄関入口付近に貸出場所を作る。職員が利用者の氏名を聞いて、館内に職員が貸出図書資料等を取りに入り、利用者は館内に立ち入らないように行う。

貸出図書資料はあらかじめ消毒機による消毒を施した上で貸出す。

待機時には距離を取って整列させ、受取場所にはシールドを備え付けるなどして、感染予防に最大限の措置をとる。

貸出後の敷地内への長期滞留を避けるため、図書資料に関する相談業務は行わない。

なお、来館者にはマスクの着用と手指消毒をお願いする。

(7) 返却方法

返却は、各館の返却ボックスで随時受けるが、開館までは、返却義務は負わせない。

(8) 周知方法

以下の方法において行う。状況を見ながらその他の周知方法を検討していく。

- 図書館ホームページに掲載
- 一斉 Fax による記者発表
- FM サンサンきららでの放送（随時）
- 市広報紙5月15日号（図書館つうしん）に掲載して行う。

(9) 臨時閉館中（5月10日まで）の本業務の実施期間

4月24日（金）、25日（土）、26日（日）、28日（火）、30日（木）、

5月1日（金）、2日（土）、7日（木）、8日（金）、9日（土）、10日（日）

※4月27日（月）、29日（水）、5月3日（日）～6日（水）は、年間予定における休館日で職員も不在。7日（木）は年間予定では館内整理日として職員出勤の閉館日となっているが、臨時的に本業務を行うこととする。

児童クラブ及び保育所の利用の自粛について

子育て支援課

1 児童クラブ

保護者が就業を継続することが必要な者やひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な者など真に保育が必要な児童を除き、自宅で過ごすことができる児童については、可能な限り利用を控えるよう依頼。利用料については、日割り計算で対応予定。

期間：4月16日（木）から5月6日（水）まで

※4月20日の利用率

最小15.3%、最大38.8%、平均29.6%

2 保育所

保護者が仕事を休んで家にいることが可能な家庭に登園を控えるよう依頼。保育料については、日割り計算で対応予定。

期間：4月21日（火）から5月6日（水）まで

※4月21日の利用率

最小18.8%、最大76.9%、平均61.5%

新型コロナウイルス感染症の職員への感染防止のための時差出勤、テレワーク（在宅勤務）及び週休日等の振替えの活用について（試行）

職員が感染した場合、当該職員の所属する部署の職員が待機等により、業務継続に影響が出るとともに、消毒のための庁舎の閉鎖等、市民生活に多大な影響を与えることが予想されることから、時差勤務、テレワーク（在宅勤務）及び週休日等の振替えを積極的に活用し、出勤者の削減による職員への感染リスクの低減に取り組む。

1 試行期間

令和2年4月24日（金）～令和2年5月10日（日）

2 実施方法

（1）振替え勤務の活用

出勤者を減らし、職員同士の接触機会を減らす。

土曜日、日曜日及び祝日を勤務時間に指定し、平日に週休日等を振り替える。

土曜日、日曜日の振替えは同一週で振替えること。

（2）テレワーク（在宅勤務）

出勤者を減らし、職員同士の接触機会を減らす。

職場を2班に分けることで、職員全員が待機等となり、業務が停止することを防ぐ。

個人情報を含まない業務について、持ち帰り作業を行う。

勤務時間は、出勤した場合と同じ勤務時間。

（3）時差勤務

職員の集中する時間を減らすこと、学校等の休業に伴う子供送迎等に活用する。

午前7時から午後10時までの間に7時間45分の勤務時間を所属長が指定する。開始時間は7時から30分単位で設定。

例）午前7時～午後3時45分

午後1時～午後8時45分

（注意）

- ・ 所属長の管理の下、試行する目的に沿った適切な運用を行うこと。
- ・ 所属長は、業務管理を適切に管理してください。
- ・ 時間外勤務をさせないこと。

出勤管理シート

所属名

時差勤務パターン						
1	7:00	～	15:45	4	9:00	～ 17:45
2	7:30	～	16:15	5	9:30	～ 18:15
3	8:00	～	16:45	6	10:00	～ 18:45

所属職員の出勤や休暇について記入してください。

だれが何時から出勤するかなど、所属内で情報を共有しましょう。

※ 1～6・・・時差勤務パターン

※ テシ・・・テレワーク 振休・・・週休日の振替え 年休・・・有給休暇 特休・・・特別休暇

R 2年 4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	【決裁】 所属長印		
氏名	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
〇〇 〇〇															1																		
〇〇 〇〇								振休	←	4/8			年休							6													
〇〇 〇〇																4							3	特休									
〇〇 〇〇								テレ			4/13		→	振休							2												

← 同一週

← 同一週

← 同一週

令和2年

月 テレワーク業務報告書

所 属		職・氏名	
日 時	業務内容	業務実績	
【記入例】 4月23日 8:30 ~ 17:15	・〇〇会議の資料作成 ・△△調査のとりまとめ	・〇〇会議資料及び必要な参考資料等を作成 ・△△調査の調査票の集計及び分析	
月 日 ~			
月 日 ~			
月 日 ~			
月 日 ~			
月 日 ~			